経済産業省関係団体　ご担当者様

1件目

平素よりお世話になっております。

経済産業省コンテンツ産業課でございます。

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。

皆様の御尽力により、宣言数は４万３千社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国経済は原油・原材料等の価格高騰や円安等に伴う急激なコスト上昇に直面しており、物価高を超える賃上げが課題となっておりますが、春闘において昨年を上回る賃上げを多くの企業が表明し、第２回回答集計結果では5.25％を記録するなど、力強い賃上げの動きが広がり始めています。

こうした動きを広く波及させ、持続的な賃上げを実現するためには、価格転嫁を含む取引適正化の推進が鍵であり、パートナーシップ構築宣言の重要性は一層高まっています。

取引適正化に関しては、昨年１１月に内閣官房と公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。

これに基づき、本年３月２５日に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」が改正されました。この振興基準は、下請事業者及び親事業者の「望ましい取引慣行」であり、パートナーシップ構築宣言は、その遵守を代表者名で宣言するものです。

振興基準の改正を受けて、パートナーシップ構築宣言の「ひな形」も同日付で改正し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく行動を適切にとった上で取引価格を決定することなどを明記しました。

宣言企業の皆様におかれては、新しいひな形で「パートナーシップ構築宣言」を更新いただき、宣言内容を実行していただきたいと考えております。

以下の通り、経済産業省のHPでもリリースしております。

・パートナーシップ構築宣言のひな形改正について：https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240325003/20240325003.html

・パートナーシップ構築シンポジウムについて：https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240326005/20240326005.html

つきましては、皆様におかれては、既に宣言していただいている会員企業様へ、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の更新及び実行のお呼びかけをお願いいたします。

また、まだ宣言されていない会員企業様へは、新しいひな形での宣言をご検討いただくよう、合わせて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

2件目

平素から、経済産業行政 に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

経済産業省コンテンツ産業課でございます。

昨年10月１日から消費税のインボイス制度が開始され、事業者の方々におかれては実務上において様々なご対応をいただいていることと存じます。

貴団体には、インボイス制度への対応に向けた各種取組につきまして、ご理解・ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

今般、事業者団体等から国税当局に対し、①金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法、②クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法について、実務を踏まえた取扱いの可否に関する照会が寄せられました。

これを受け、国税庁では「お問合せの多いご質問」を更新し、実務面に配慮した取扱いを示したところです。また、上記①については、動画形式での解説も公表するとともに、電子帳簿保存法（電子取引データ保存）に関する対応についても「電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和６年３月）」を更新してその取扱いを示したところです。

つきましては、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、令和６年６月１日より、消費税の軽減税率の対象となる給食の一食当たりの金額基準が変更となることから、国税庁において、別添のとおりリーフレットを作成しています※。こちらについても、会員の方々やその取引先に、有料老人ホームの設置者や運営者、各種学校の設置者、給食調理業者など、関係する事業者がいらっしゃる場合は、併せて周知いただけますと幸いです。

※　国税庁ホームページには、令和６年４月１日に掲載予定です。

掲載場所：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//01.htm

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

 お問合せの多いご質問　※該当箇所は問㉓

 動画「３分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」

 電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和６年３月）※該当箇所は電取追２－２

クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

 お問合せの多いご質問　※該当箇所は問㉕

軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂

令和６年６月～消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わります！（令和６年４月）

以上、大変長々と申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

───────────────────

経済産業省 商務情報政策局

コンテンツ産業課 係員

池田 匠

〒100-8901　東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-9537（課室直通）

FAX：03-3501-1599

Email: ikeda-takumi@meti.go.jp

───────────────────